

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

令和 5 年度監査委員監査結果報告の提出について

(公益財団法人地球環境センター)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

財政援助団体等である公益財団法人地球環境センターに対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象団体

公益財団法人地球環境センター

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

環境局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。	指摘事項3
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	指摘事項1 (1) 指摘事項1 (2)
	エ 固定資産及びPC等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	指摘事項4
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	—
(3) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項1 (3)
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	指摘事項2 (1)
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。	指摘事項2 (2)
(4) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—
(5) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 本法人の財務報告について改善を求めたもの

(1) 満期保有目的の債券の注記Ⅰ

公益法人会計基準の運用指針の 13. (4) 財務諸表に対する注記によれば、満期保有目的の債券は、帳簿価額、時価及び評価損益を注記する旨が定められている。

しかし、今回の監査において、本法人の令和 4 年度の財務諸表を確認すると、満期保有目的の債券である投資有価証券の上記内容が注記されていなかった。

これは、債券の購入が令和 5 年 3 月 31 日であり、取扱会社より時価情報を入手したのが財務諸表作成事務がひと段落した後の令和 5 年 4 月下旬であったことから、財務諸表への反映を失念していたことが原因である。

現状では、必要な情報が開示されず、関係者が法人の実態を見誤るリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 1 (1)]

本法人は、会計基準等で求められている開示情報を理解し、見落としのしないような事務を構築されたい。

(2) 満期保有目的の債券の注記Ⅱ

公益法人会計基準の運用指針の第 13. (4) 財務諸表に対する注記によれば、保有する債券の種類及び銘柄を注記する旨が定められている。

しかし、今回の監査において、本法人の令和 4 年度の財務諸表を確認すると、満期保有目的の債券である投資有価証券の銘柄が明記されていなかった。

これは、財務諸表に対する注記における満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益について、理解不足により作成が不十分だったことが原因である。

現状では、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 1 (2)]

本法人は、財務諸表に対する注記における満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益の様式を確認し、作成・チェック体制を整備されたい。

(3) 財産目録

公益法人会計基準の運用指針の第 13. (6) 財産目録のうち特定資産については、場所・物量等の欄に保有資産の内容を記載するとされている。

しかし、今回の監査において、本法人の令和4年度の財務諸表を確認すると、特定資産の預け先である金融機関名及び支店名にとどまり、資産内容が明記されていなかった。

これは、財産目録について、開示項目に対する理解不足により作成が不十分だったことが原因である。

現状では、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1 (3)]

本法人は、財産目録の様式を確認し、作成・チェック体制を整備されたい。

2 本法人の会計処理について改善を求めたもの

(1) 補助金に係る会計処理

公益法人会計基準注解の注13及び公益法人会計基準に関する実務指針のQ19によれば、国から受け取った補助金は、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替える旨が定められている。

しかし、今回の監査において、本法人の令和4年度の財務諸表を確認すると、国から受領した補助金が指定正味財産増減の部に記載されておらず、貸借対照表の負債の部の流動負債に仮受金として計上されていた。

これは、本法人が、補助金の受領について、公益法人が遵守すべき公益法人会計基準注解と異なる会計処理を行っていたことが原因である。

現状では、適切に財務諸表が作成されず、貸借対照表及び正味財産増減計算書が実態を表さないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2 (1)]

本法人は、会計基準注解に従い、適切な会計処理を実施されたい。

(2) ファイナンス・リース取引に関する会計処理

リース取引に関する会計基準第10項及びリース取引に関する会計基準の適用指針第21項によれば、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借り手の会計処理は、少額リース資産及び短期のリース取引の場合を除き、貸借対照表にリース資産及びリース債務を計上する旨が定められている。

しかし、今回の監査において、リース取引の会計処理を確認したところ、本法人は、所有権移転外のファイナンス・リース取引1件について、リース資産及びリース債務を計上せず、

リース料支払いごとに、貸借料を計上する会計処理を行っていた。

これは、当該ファイナンス・リース取引はコロナ禍において職員の勤務環境を整えるために、多くのパソコンを急いで調達したものであり、判定基準に基づく判定を行わず、少額リース資産の閾（いき）値を超えていることを見落としたことが原因である。

現状では、適切に財務諸表が作成されず、貸借対照表及び損益計算書が実態を表さないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2（2）]

本法人は、リース取引を行う際に、リース取引に関する会計基準に定められている具体的な判定基準に基づき判定を行った上で、リース取引に関する会計基準及びリース取引に関する会計基準の適用指針に従った会計処理を実施されたい。また、リース資産は固定資産であるため、リース資産に該当する場合は、固定資産台帳に計上の上、固定資産としての管理を実施されたい。

3 外貨の例月検査について改善を求めたもの

公益財団法人地球環境センター会計処理規程第 18 条第 2 項において、経理事務担当者が行った現金の残高照合について、事務局長及び経理責任者が指定する者が必ず例月検査しなければならない旨が定められている。

しかし、今回の監査において、例月検査の状況を確認したところ、現金の残高照合のうち一部の外貨が検査対象外となっており、令和 4 年度の財務諸表において計上されていなかった。

これは、当該外貨は平成 30 年から存在しているが、当時のことを知っている職員がおらず、かつ、換算しても少額のため、そのまま放置されて検査されていなかったことが原因である。

現状では、適切な財務諸表が作成されず、貸借対照表が実態を表さないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3]

本法人は、少額の外貨であっても、例月検査を実施し、財務諸表に会計計上するとともに、現金が漏れなく検査され、帳簿と一致していることを確かめられたい。

4 固定資産の現物照合について改善を求めたもの

公益財団法人地球環境センター会計処理規程第 28 条において、固定資産は毎事業年度 1 回以上固定資産台帳と現物を照合し、紛失、き損、滅失等が生じた場合は、速やかに経理責

任者に報告しなければならない旨が定められている。

しかし、今回の監査において、固定資産の管理状況について確認したところ、固定資産台帳と現物を照合した結果について、経理責任者が承認した証跡が残っていなかった。

これは、固定資産台帳と現物の照合について、実施後の決裁を証跡として残す仕組みが不十分だったことが原因である。

現状では、固定資産の管理が適切に行われないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項4]

本法人は、固定資産の現物照合について、実施後の結果を経理責任者が確認し、その決裁証跡を残す仕組みを整備されたい。

第7 その他

なし